

手順書:呼吸器(気道確保に係るもの)関連

2. 侵襲的陽圧換気の設定の変更(3)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(人工呼吸器との同調、一回換気量、意識レベル等)及び検査結果(動脈血液ガス分析、経皮的動脈酸素飽和度(SpO_2)等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、酸素濃度や換気様式、呼吸回数、一回換気量等の人工呼吸器の設定条件を変更する

【手順書の対象となる患者】

1. 侵襲的陽圧換気中、担当医師により手順書に基づく設定変更を許可した患者



*いづれかに該当した場合、手順書の対象患者となる

【患者の病状の範囲】

1. PaO_2 、 SpO_2 、 $PaCO_2$ 、($ETCO_2$)、pHの治療目標範囲を担当医に確認し、大きく逸脱している
 2. 循環動態の著しい変化がある
 3. 呼吸管理に至った原疾患の状態に著しい変化がある



*いづれかに該当した場合、手順書の範囲外となる

*病状の範囲外の場合には、担当医の院内 PHS に連絡する。

【診療の補助の内容】

1. 侵襲的陽圧換気の設定の変更

(実施内容:人工呼吸器の設定を調整→調整後の動脈血液ガスによる評価は主治医と相談)



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 原疾患の診断と治療計画
 意識状態の変化、もしくは鎮静スケールの評価
 酸素化能: PaO_2 (P/F比)もしくは SpO_2 の著しい悪化がない
 換気能: $PaCO_2$ もしくは $ETCO_2$ の著しい悪化がない、あるいは1回換気量や分時換気量の著しい低下がない
 循環動態の変化がない
 合併症の徵候がない(気胸、皮下気腫など)
 設定の調節では対処できない問題がない



*上記内容に異常を認めれば、担当医の院内 PHS に連絡する。

【特定行為実施後の報告について】

1. 担当医へ特定行為実施についての報告
2. 実施内容とアセスメントについて診療記録への記載

【医療の安全を確保するために医師、歯科医師との連絡が必要になった場合の連絡体制】

1. 安全な医療を提供するために、必要時には報告、連絡、相談を行う。
2. インシデント、アクシデントに関連した事案について、担当医、指導医、医療安全室に報告する。
3. 土日、祝日、夜間に關しては、担当医もしくは当直医へ報告する。